

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属件数

令和2年中に全労委に係属した新規係属件数は575件で、元年に比べ83件増加した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが344件で、元年に比べ19件増加している。なお、全体に占める割合は60%となっている。

(第40表及び巻末統計表第20表参照)

第40表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

区 分		件数					構成比率				
		28	29	30	元	2	28	29	30	元	2
事項	年										
	新規係属件数	578	573	554	492	575	100	100	100	100	100
内 訳	委員推薦	200	140	170	124	168	35	24	31	25	29
	不当労働行為	339	380	321	325	344	59	66	58	66	60
	法人登記	35	52	58	40	56	6	9	10	8	10
	総会決議	4	1	5	3	4	1	0	1	1	1
	協約拡張適用	0	0	0	0	3	-	-	-	-	1

(注) 令和元年年報において、平成30年における件数を修正したため、平成30年の数値とは一致しない。

このほか、委員推薦が168件で44件の増加、法人登記に伴うものは56件で16件の増加、総会決議に伴うものが4件で1件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は105件で、内訳は不当労働行為の救済申立てに伴うもの72件、委員推薦に伴うもの30件、労働協約の拡張適用に伴うもの3件となっている(巻末統計表第22表参照)。

2 審査

令和元年からの繰越件数431件、新規係属件数575件の合計1,006件のうち、適格決定337件、取下又は打切153件、不適格1件で合計491件が終結し、515件が3年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた337件の内訳は、委員推薦に伴うもの168件、不当労働行為の救済申立てに伴うもの108件、法人登記に伴うもの54件、総会決議に伴うもの4件、労働協約の拡張適用に伴うもの3件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは1件である(巻末統計表第22表参照)。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、令和2年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

第3節 労働協約の拡張適用

労組法第18条に基づく労働協約の拡張適用についてみると、前年からの繰越はなく、令和2年の新規係属1件は下記のとおり中労委で審議中であり、3年に繰り越された（巻末統計表第24表参照）。

1 UA ゼンセンヤマダ電機労働組合等からの申立て

（申立てに至るまでの経緯）

UA ゼンセンヤマダ電機労働組合、ケーズホールディングスユニオン及びUA ゼンセンデンコードーユニオン（以下「UA ゼンセンヤマダ電機労働組合等」という。）は、令和2年4月22日付で株式会社ヤマダ電機、株式会社ケーズホールディングス及び株式会社デンコードーと「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）を締結した。

本件協約は、茨城県の全域並びに千葉県内、栃木県内及び福島県内の一部の市町村からなる地域を適用地域とし、大型家電量販店に勤務する契約期間の定めがないフルタイム労働者である適用対象労働者について、年間所定休日を111日以上とすること等を定めたものである。

（申立て及びその後の措置）

UA ゼンセンヤマダ電機労働組合等は、令和2年8月7日、厚生労働大臣に対して、労組法第18条第1項の規定に基づき、本件協約を拡張適用する旨の決定を求めるとともに、同月24日、申立てを受けた厚生労働大臣から中労委会長あて決議が求められた。

中労委では、令和2年10月7日の第1788回総会に付議した結果、労委規則第5条第5項に基づき、公労使委員各2名をもって構成する小委員会を設けて調査することとなり、小委員会には、荒木尚志、両角道代、有野正治、高橋睦子、長崎文康、御手洗尚樹の各委員が指名された。

第1回小委員会は、令和2年10月7日に開催され、荒木委員を委員長として選出するとともに、小委員会の運営について審議し、同年12月21日の第2回小委員会

では、小委員会における調査審議の進め方について審議し、本件は翌年に持ち越されることとなった。